

佐世保工業高等専門学校外部評価実施要項

(平成16年4月1日制定)

(目的)

第1 この要項は、佐世保工業高等専門学校（以下「本校」という。）の教育研究活動等の状況に係る自己点検及び評価の結果等について、外部の有識者による検証（以下「外部評価」という。）を行い、教育研究体制等の改善に資することを目的とする。

(設置)

第2 本校に、佐世保工業高等専門学校外部評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(評価事項)

第3 委員会は、次の各号に掲げる事項を評価する。

- 一 教育理念及び教育目標に関すること。
- 二 教育活動に関すること。
- 三 学生生活に関すること。
- 四 研究活動に関すること。
- 五 地域社会及び産業との連携に関すること。
- 六 その他学校の管理運営に関すること。

(組織)

第4 委員会は、次の各号に掲げる者のうちから校長が委嘱した委員をもって組織する。

- 一 大学、高等専門学校等高等教育機関の教員等及び経験者
- 二 地域の行政機関、教育機関、産業界の関係者
- 三 本校卒業生の代表者
- 四 その他校長が必要と認める者

(委員長)

第5 委員会の委員長は、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(実施方法)

第6 外部評価は、次の各号に掲げる事項により実施する。

- 一 本校の自己点検・評価の結果に基づく調査
- 二 本校で実施するヒアリング、実地調査等

(報告)

第7 委員会は、評価の結果を校長に報告する。

(改善)

第8 校長は、外部評価に基づき、改善のための諸方策を講じるものとする。

(結果の公表)

第9 校長は、外部評価の結果を公表するものとする。

(事務)

第10 委員会の事務は、総務課において処理する。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和5年7月4日から施行する。